

共同生活援助事業（障害者 GH）

2020 年 11 月 24 日

職員、利用者、ご家族の皆様

NPO 法人風の音 理事長 根本雅子
ベル運営委員長 担当理事 守谷孝志
共同生活援助事業 管理者 三橋護

日頃から本法人の共同生活援助事業（障害者 GH）の運営に各段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、県内においても 1 日に 200 人を超える感染者が確認されるなど、秋から冬に向けて拡大傾向（第 3 波）が予想され、依然として予断を許さない状況となっています。

また、県内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等において、大規模な集団感染（クラスター）が確認され、同一法人内の複数事業所で同時に感染者が確認されるなど、職員や利用者を通じて感染が広がった可能性が指摘される事案も確認されています。

このような状況を踏まえ、11 月 20 日付け知事メッセージで M.A.S.K による基本的な感染防止対策の徹底、「マスク会食」の実践等の要請が出されています。

また、県の障害福祉部障害サービス課長からは感染防止対策の再確認と徹底、外出及び外泊、面会の制限、感染者が発生した場合の初動対応の検討について「通知」が来ています。

本法人の共同生活援助事業としての考え方や対応を検討し、アンダーライン部を追記しましたので、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

1. 感染防止対策の再確認と徹底

障害者支援施設等において感染拡大を最小限にとどめるためには、いわゆる「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い、消毒などの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の定着や「5つの場面」を避けること、M.A.S.K の徹底、「マスク会食」の実践が必要です。

そのため、職員及び利用者、ご家族等の皆様に改めてこれらの周知徹底を図り、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

特に複数の職員、利用者が利用する共有スペースでは、加湿機能付き空気清浄機を助成金で新たに設置し、換気による室温及び湿度の低下防止策を講じましたが、あわせて基本的な感染対策（玄関での検温・手指消毒、共用部でのマスク着用等）を確実に実施するようお願いいたします。

また、通勤等による外部からのウイルスの持ち込みを防ぐために、マスク無しでの会食の自粛、濃厚接触の恐れがあるとき、又は体調不良時の出勤自粛、通勤方法の工夫などの配慮をお願いいたします。

2. 外出及び外泊、面会の実施制限

利用者はもとより職員においても、不要不急の外出・外泊は行わないよう引き続き配慮をお願いいたします。（高齢者や感染リスクの高い人がいる実家への帰宅は慎重に判断ください）

また、面会については、対面での面会は原則として制限（マスク無し面会は厳禁）し、オンライン面会を積極的に検討するなど、感染防止に向けた取組をお願いします。

なお、利用者のガイドヘルパー利用等については、手洗い・手指消毒、マスク着用はもとより行き先及び行動等への十分な配慮をお願いします。

また、土日、祝日の実家への帰宅は、周囲の状況や行動、体調管理に十分に配慮した上で、慎重に実施するものとし、（ご希望があれば、電話・訪問による居宅支援も選択可能）

なお、帰宅時に発熱・発症した場合は、保健所の指示や指定医療機関の医師の判断に従って入院・宿泊・自宅療養のいずれかになります。（軽症の場合、発症日から10日間の自宅療養のうち、最後の3日間無症状であれば帰寮できます。症状が継続する場合は、無症状になってからさらに3日間の自宅療養となります。）

また、帰宅時に濃厚接触者となった場合、自宅待機でPCR検査陰性又は14日間無症状であれば帰寮できます。（発症した場合は上記、潜伏期間は14日間で発症2日前から感染させやすいとされています。PCR検査はウイルスの残骸でも陽性になることがあります）

3. 感染者が発生した場合の初動対応の検討

万が一感染者が発生した場合にも、必要なサービスを継続して提供できるよう、職員の勤務体制や法人内での応援体制などについて、予め検討しておくことが重要です。

とりわけ、法人内の複数の事業所を兼務している職員がいる場合は、職員を通じて感染が拡大しないよう、一時的に兼務体制を制限するなどの対応について、予め検討をお願いします。（濃厚接触者にならないようにマスク無しでトータル15分以上の接近・接触を避ける）

併せて、日頃から職員の名簿、勤務状況（体温・体調記録）、入所者の名簿（介護支援記録）等を管理し、保健所の調査（濃厚接触者の有無・行動等）に速やかに対応できるように準備をしておくようお願いします。

万が一感染者が発生した場合は、法人内の対策本部から保健所や関係機関に連絡し、保健所の調査、指示にしたがって濃厚接触者の特定、行政検査、消毒、隔離（症状の程度や看護状況により、入院・宿泊・自宅療養の判定）などが行われます。

濃厚接触者や濃厚接触が疑われる者が発生した場合は、保健所の指示や接触者相談センターの紹介により、行政検査や指定医療機関での検査が行われ、隔離措置の指示、職員による消毒、面会・帰宅制限等が行われます。

また、対策本部（GH事業継続実行委員会）により、法人内への連絡通知、法人負担による自費検査の要否判定や介護支援方針の策定、職員の応援体制の検討等が行われます。

GH事業継続委員会で職員、利用者、ご家族の連絡網を整備し、緊急連絡の事前練習を行ってください。

（通知掲載場所）

NPO 法人風の音 NEWHP <http://kazenooto.org/> 法人内サイトのパスワード“kaze”
神奈川県 障害福祉情報サービスかながわ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=192&topid=1